平成２５年（フ）第４０６号
静岡市葵区古庄３丁目15番48号
破産者　武田　久一
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４２号
大阪府東大阪市楠根１丁目10番11号
破産者　隅田　直樹
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２５号
大阪市住吉区南住吉１丁目７番32―301号
破産者　磯﨑　明信
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８５号
大阪市住吉区苅田２丁目15番22―607号
破産者　中川税理士事務所こと　中川　正博
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４２号
大阪市東淀川区大道南１―１―２―502、開始決定時大阪市東住吉区湯里２丁目５番17号
破産者　小林工務店こと　小林　祥晃
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９５号
大阪府交野市神宮寺１丁目32番１号
破産者　辻　　国子
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７９号
大阪市生野区小路２丁目２番４号
破産者　楢﨑　　博
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９７号
大阪府岸和田市畑町203番地の１　オリーブガーデンＢ201号
破産者　塚本　敏行
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６６号
大阪市浪速区大国１丁目10番17―905号
破産者　麻雀クラブ　シンユーこと　上原　政幸
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９２号
大阪府東大阪市吉田５丁目１番21号　森内マンション303号
破産者　橋口マユミ
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４９号
大阪府門真市三ツ島４丁目15番２号、住所の表示変更前の住所大阪府門真市三ツ島1246番地の５
破産者　神戸　祥雄
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５０号
大阪市住之江区南港北１丁目25番10―625号
破産者　亀尾　友美（旧姓福川）
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６７号
堺市中区東八田29番地１　レオパレス天108号、元営業所所在地大阪府河内長野市楠町東1198―３―２―202
破産者　林谷金属製作所こと　秋山　治彦
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
北九州市門司区葛葉３丁目５番26号、開始決定時の住所北九州市門司区矢筈町３番28号
破産者　福田　良一
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９８号
北九州市八幡西区御開４丁目12番48号　ウィズ・レイヴォーンⅧ103号
破産者　光富　耕司
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５０８号
北九州市八幡東区枝光３丁目12番27号
破産者　道下　千晶
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６５号
北九州市若松区白山２丁目13番33号
破産者　柳生　恵世
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０５号
青森市合浦２丁目12番６号
破産者　今井　紀代
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
盛岡市山岸４丁目６番６号　いなば荘３号
破産者　中村　和子
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部